

獨協医科大学学則

昭和48年4月1日
制定

改正	昭和53年4月1日	昭和54年4月1日
	昭和55年4月1日	昭和57年4月1日
	昭和58年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和60年7月1日	平成元年4月1日
	平成元年7月28日	平成2年5月25日
	平成2年7月27日	平成3年7月26日
	平成4年3月27日	平成5年3月26日
	平成9年9月25日	平成12年4月1日
	平成13年5月29日	平成17年4月1日
	平成19年4月1日	平成19年5月24日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成23年4月1日	平成23年4月1日
	平成24年4月1日	平成24年4月1日
	平成24年4月1日	平成25年4月1日
	平成25年4月1日	平成25年4月1日
	平成26年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成27年4月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成29年11月15日
	平成30年4月1日	平成30年10月1日
	平成31年4月1日	平成31年4月1日
	令和2年4月1日	令和2年4月1日
	令和3年4月1日	令和3年4月1日
	令和3年4月1日	令和4年4月1日
	令和4年4月1日	令和4年4月1日
	令和4年4月1日	令和5年4月1日
	令和5年4月1日	令和6年4月1日
	令和6年4月1日	令和6年4月1日

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 獨協医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、一般的教養と医学及び看護学に関する理論及び応用を教授・研究し、国際的視野に立って高度の医学的知識及び看護学的知識と技能を習得せしめ、社会的に信頼される医師及び保健師・助産師・看護師・養護教諭を育成することを目的とし、併せて医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第2条の2 本学は、その授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する

ものとする。

2 前項の研修及び研究の実施については、別に定める。

(研修の機会等)

第2条の3 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学の職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けること、その他必要な取り組みを行うものとする。

2 前項の研修の実施については、別に定める。

(情報公開)

第3条 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知することができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織、学生定員、修業年限及び在学期間

(学部学科・専攻科)

第4条 本学に、医学部医学科、看護学部看護学科及び助産学専攻科を置く。

2 助産学専攻科に関する事項は、別に定める。

(学部学科の目的)

第4条の2 医学部医学科は、医学に関する理論及び応用を教授・研究し、国際的視野に立って高度の医学的知識及び技能を習得せしめ、社会的に信頼される医師を育成することを目的とし、併せて医学の発展に寄与することを目的とする。

2 看護学部看護学科は、看護の実践で貢献し、看護学分野の教育者・研究者としての基礎的能力を備え、広く社会一般の人々から信頼される看護職者及び養護教諭を育成すること、併せて看護学の発展に寄与することを目的とする。

(講座・学科目)

第5条 前条の学部学科に、講座又は学科目を置く。

(大学院)

第6条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

(学生定員)

第8条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

区分	入学定員	編入学定員	収容定員
医学部	110名		660名
看護学部	145名	10名	600名

(修業年限)

第9条 本学の修業年限は、医学部においては6年とし、看護学部においては4年とする。

(在学期間)

第10条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。ただし、第29条第1項及び第2項の規定により入学した者の在学期間については、同条第3項により定められた修業年限の2倍を超えることはできない。

2 同一学年の在学年数は、原則として2年以内とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、原則として4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学年は、次の学期に分ける。

(1) 医学部

第1・2・3・4学年においては、原則として次の3学期とする。

- 1学期 4月1日から8月31日まで
- 2学期 9月1日から11月第2週まで
- 3学期 11月第3週から3月31日まで

第5・6学年においては、原則として次の2学期とする。

- 前学期 4月1日から9月30日まで
- 後学期 10月1日から3月31日まで

(2) 看護学部

- 前学期 4月1日から9月30日まで
- 後学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日（4月23日）
 - (4) 春季休業（3月下旬から4月上旬まで）
 - (5) 夏季休業（医学部においては7月中旬から8月下旬まで、看護学部においては8月上旬から9月下旬まで）
 - (6) 冬季休業（12月下旬から1月上旬まで）
- 2 前項第4号から第6号の休業期間は、都度、学長が定める。
- 3 学長は、必要がある場合は、休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位・授業時間数)

第14条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目の3種に分け、それぞれの単位又は授業時間数は、医学部は別表第1、看護学部は別表第2のとおりとする。

(授業科目の履修)

第15条 各学年においては、前条に定める授業科目について、所定の単位又は時間数を履修しなければならない。

(単位の計算方法)

第16条 医学部における各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合せて45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15～22時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30～44時間の授業をもって1単位とする。
- 2 看護学部における各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合せて45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第18条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法により卒業要件として認める単位数は、原則として60単位を限度とする。

(授業科目履修の認定及び成績の評価)

第19条 授業科目履修の認定は、試験その他の審査による。

- 2 試験及び評価に関する事項は、第52条第1項に定める当該学部の教授会の議を経て、学長が定める。
(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合について準用する。
(大学以外の教育施設等における学修)

第21条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第23条 本学の学生が、第20条及び第21条に定める大学等で授業科目の履修を希望する場合、学長は、当該学部の教授会の議を経て許可することができる。

(本学以外で履修した科目及び単位の取扱い)

第24条 本学以外で修得した科目及び単位の取扱いについては、別に定める。

第5章 進級、卒業及び学位の授与

(進級)

第25条 医学部においては、各学年に1年以上在学し、第14条の履修科目を修得した者は、進級することができる。進級できなかった者は留年とし、当該学年の必修科目を全て再履修するものとする。

- 2 看護学部における進級は、当該教授会の議を経て、学長が定める。

(卒業及び学位の授与)

第26条 医学部においては、6年以上在学して所定の履修科目を修得し、かつ、卒業試験に合格した者は卒業することを認め、学士（医学）の学位を授与する。

- 2 看護学部においては、4年以上在学し、所定の履修科目を修得した者は卒業することを認め、学士（看護学）の学位を授与する。

- 3 前2項の学位に関する事項は、獨協医科大学学位規程に定めるところによる。

(教育職員免許状の所要資格)

第26条の2 看護学部において教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

- 2 前項の教育職員免許状の所要資格を取得できる免許状の種類は、養護教諭一種免許状とする。

- 3 教育職員免許状の所要資格取得に関する事項は、別に定める。

第6章 入学、編入学、転入学、留学、転学、休学、復学、退学、再入学及び除籍

(入学の時期)

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第28条 第1学年に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、入学試験に合格し、かつ、所定の手続を経たものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 2 入学試験及び出願手続等に関する事項は、別に定める。

（編入学及び転入学）

第29条 次の各号のいずれかに該当する者が、本学の医学部への入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

- (1) 4年制以上の大学を卒業した者で編入学を志願するもの
- (2) 外国の大学を卒業し、日本の学士と同等の学力を有する者で編入学を志願するもの
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で編入学を志願するもの
- (4) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者が、本学の看護学部への入学を志願するときは、選考の上、編入学にあつては、第3学年に入学を許可するものとし、転入学にあつては、相当の学年に入学を許可することができる。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち短期大学を卒業した者で編入学を志願するもの
- (2) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち専修学校の専門課程を修了した者で編入学を志願するもの
- (3) 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所のうち専修学校の専門課程（保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）第4条第1項に規定する指定基準を満たすものに限る。）を修了した者で編入学を志願するもの
- (4) 他の大学の看護に係る学科に在学中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの
- 3 前2項の規定により入学を許可された者の編入学学年（看護学部への編入学者を除く。）又は転入学学年及び修業年限については、当該学部の教授会の議を経て、学長が定める。
- 4 第1項及び第2項の入学許可に関する必要な事項は、当該学部の教授会の議を経て、学長が定める。

（留学）

第30条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、その理由を具して学長に願い出て、許可を得なければならない。

- 2 留学期間は、第10条の在学期間に算入する。

（転学）

第31条 他の大学に入学又は転学を希望する者は、その理由を具して学長に願い出て、許可を得なければならない。

（休学及びその期間）

第32条 疾病その他やむを得ない理由により、引続き3か月以上就学することができない者は、その理由を具して保証人連署の上、学長に願い出て、許可を得た上で当該学年の終りまで休学することができる。なお、引続き休学するときは、その理由を具して改めて学長に願い出なければならない。ただし、休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

- 2 休学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を要する。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第33条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出て、許可を得なければならない。ただし、休学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を要する。

- 2 第36条第1号から第3号までの規定により除籍された者が、1か月以内に復学を願い出たときは、学長は、当該学部の教授会の議を経て、許可することができる。
- 3 復学の時期は、学年の始めとする。ただし、事情により、学長は、当該学部の教授会の議を経て、学年の中途においても復学を許可することができる。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、その理由を具して保証人連署の上、学長に願い出て、許可を得なければならない。ただし、退学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を要する。

(再入学)

第35条 前条により退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

- 2 再入学試験及び出願手続等に関する事項は、別に定める。

(除籍)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 正当な理由がなく、所定の期日までに学費を納入しない者
- (2) 休学期間満了後1か月以内に何等の手続をしない者
- (3) 留年したとき、学年開始1か月以内に何等の手続をしない者
- (4) 第10条に規定する在学期間を超えた者
- (5) 第32条に規定する休学期間を超えた者
- (6) 死亡が確認された者
- (7) 行方不明の届出のあった者
- (8) 疾病が3年以上にわたり、なお回復が困難で学業の継続ができないと校医が診断した者

第7章 学費

(学費の納入)

第37条 授業料等納入すべき学費は、次のとおりとする。

- (1) 医学部

入学検定料	60,000円	
入学金	1,500,000円	
授業料 (年額)	3,500,000円	
教育充実費 (年額)	3,600,000円	初年度
	2,100,000円	次年度以降

- (2) 看護学部

入学検定料	30,000円
入学金	500,000円
授業料 (年額)	850,000円
教育充実費 (年額)	500,000円

- 2 既に納入した学費は、返還しない。ただし、入学手続を完了した者が、所定の期日までに入学辞退届を提出し、学費の返還を申し出た場合は、入学金を差し引いた額を返還するものとする。
- 3 学費は、停学期間中でも減免しない。

(学費の納入期日)

第38条 学費は、所定の期日までに一括して納入しなければならない。ただし、授業料については、事前に許可を受け、年額を前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に等分し、前期分は4月末日まで、後期分は9月末日までに納入することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情のある者については、学長は、願い出により期間を定めて学費の延納を認めることができる。

(休学者及び退学者等の学費の扱い)

第39条 学年の初日から1年間休学を許可された者に対しては、当該年度の授業料と教育充実費を免除する。ただし、年度の中で復学した場合は、この限りでない。

2 前期の中途において休学又は退学を許可された者並びに第36条第6号及び第7号の規定により除籍された者に対しては、第37条第2項本文の規定にかかわらず、授業料の半額を還付する。ただし、退学処分を受けた者については、本項は適用しない。

第8章 委託生、聴講生及び科目等履修生

(委託生)

第40条 公共又は民間の諸機関から委託生の受入れについて依頼があるときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考の上、委託生としての入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、委託生に関する必要な事項は、当該学部の教授会の議を経て、学長が定める。

(聴講生)

第41条 本学所定の授業科目のうち、1科目又は数科目について聴講を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生としての入学を許可することができる。

2 聴講生は、当該授業科目の試験を受けることができる。

3 前2項に定めるもののほか、聴講生に関する必要な事項は、当該学部の教授会の議を経て、学長が定める。

(科目等履修生)

第42条 本学看護学部所定の授業科目のうち、1科目又は数科目について履修を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生としての入学を許可することができる。

2 科目等履修生で授業科目を履修し、試験に合格した者に対しては、当該授業科目の単位修得の認定を行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、科目等履修生に関する必要な事項は、看護学部教授会の議を経て、学長が定める。

第9章 研究生

(研究生)

第43条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、研究生として受け入れることができる。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、当該学部の教授会の議を経て、学長が定める。

第10章 公開講座等

(公開講座等)

第44条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座等を開設することができる。

2 公開講座等に関する事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第45条 人物、学業ともに優れ、他の学生の模範となる行為をした者は、学長は、当該学部の教授会の議を経て、表彰することができる。

2 学生の表彰に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

第46条 本学の教育方針に違反し、又は学生の本分にもとる行為をした者は、学長は、当該学部の教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の処分は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 学生の懲戒の手續きに関する事項は、別に定める。

第12章 奨学金

(奨学金制度)

第47条 本学に、奨学金制度を設ける。

- 2 奨学金に関する事項は、別に定める。

第13章 教職員組織

(教職員の区分)

第48条 本学に、次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、補助員、その他の職員

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、副学長を置くことができる。
- 3 医学部及び看護学部、それぞれ学部長を置く。
- 4 前3項の教職員の任用等に関する必要な事項は、別に定める。

(学長等の役割)

第48条の2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 医学部長は、医学部に関する校務をつかさどる。
- 4 看護学部長は、看護学部に関する校務をつかさどる。

(教職員の組織)

第49条 教職員の組織については、別に定める。

第14章 学長諮問会議

(学長諮問会議)

第50条 本学の管理運営に関する基本的かつ重要な事項について、学長が意思決定をするにあたり必要な検討を行うため学長諮問会議を置く。

- 2 学長諮問会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 医学部長及び看護学部長
 - (4) 大学院医学研究科長及び大学院看護学研究科長
 - (5) 大学病院長、埼玉医療センター病院長及び日光医療センター病院長
 - (6) 事務局長
 - (7) 医学部基礎連絡会委員長
 - (8) 医学部臨床連絡会委員長
 - (9) 医学部教務部長及び看護学部教務部長
 - (10) 医学部学生部長及び看護学部学生部長
 - (11) その他学長が必要と認めた者若干名
- 3 学長諮問会議は、学長が招集し、その議長となる。
- 4 学長諮問会議の運営等に関する事項は、別に定める。

第15章 削除

第51条 削除

第16章 教授会

(教授会)

第52条 本学の医学部及び看護学部、それぞれ教授会を置く。

- 2 医学部教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 医学部長
 - (2) 学長が指名する副学長
 - (3) 講座主任教授

- (4) 埼玉医療センター病院長及び副院長
- (5) 日光医療センター病院長
- 3 看護学部教授会は、看護学部長、教授及び学長が指名した副学長をもって組織する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、学長及びそれぞれの学部長が必要と認めた者を当該教授会の構成員に加えることができる。
- 5 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。
- 6 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 7 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 8 教授会の運営等に関する事項は、別に定める。

第17章 厚生・保健

(厚生・保健施設)

第53条 本学に、学生の厚生・保健のための施設を置くものとする。

- 2 前項の施設については、別に定める。

第18章 学友会

(学友会)

第54条 本学に、課外教育活動の組織として、教職員及び学生で組織する学友会を置く。

- 2 学友会に関する事項は、別に定める。

第19章 附属施設

(附属施設)

第55条 本学に、次の附属施設を置く。

- (1) 獨協医科大学病院
- (2) 獨協医科大学埼玉医療センター
- (3) 獨協医科大学日光医療センター
- (4) 獨協医科大学附属看護専門学校
- (5) 獨協医科大学附属看護専門学校三郷校
- 2 前項の各附属施設の組織、運営等に関する事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則の実施に関し必要な細則は、別に定める。
- 2 この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 第24条の規定にかかわらず、昭和52年度以前の入学者の授業料及びその他の納付すべき学費の金額は、次のとおりとする。

授業料（年額）	1,000,000円
施設費（年額）	500,000円
実験実習費（年額）	200,000円

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 第24条の規定にかかわらず、昭和53年度及び昭和54年度入学者の授業料及びその他の納付すべき学費の金額は、次のとおりとする。

授業料（年額）	1,800,000円
施設費（年額）	500,000円
実験実習費（年額）	200,000円

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 第24条の規定にかかわらず、昭和55年度及び昭和56年度入学者の授業料及びその他の納付すべき学費の金額は、次のとおりとする。

授業料（年額）	2,300,000円
教育充実費（年額）	700,000円

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 第24条の規定にかかわらず、昭和57年度入学者の授業料及びその他の納付すべき学費の金額は、次のとおりとする。

授業料（年額）	2,600,000円
教育充実費（年額）	900,000円

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年7月28日から施行する。

附 則（平成2年 獨医大学則第1号）

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 獨協医科大学学則の一部を改正する学則（昭和57年4月1日施行）附則第2項の表中

施設費（年額）	515,000円
実験実習費（年額）	200,000円

を

教育充実費（年額）	700,000円
-----------	----------

に改める。

- 3 獨協医科大学学則の一部を改正する学則（昭和58年4月1日施行）附則第2項の表中

施設費（年額）	721,000円
実験実習費（年額）	200,000円

を

教育充実費（年額）	900,000円
-----------	----------

に改める。

- 4 この学則による改正後の獨協医科大学学則第24条の規定にかかわらず、昭和58年度から平成2年度までの入学者の授業料及びその他の納付すべき学費の金額は、次のとおりとする。

授業料（年額）	2,900,000円
教育充実費（年額）	1,600,000円

附 則（平成2年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年 獨医大学則第1号）

1 この学則は、平成4年3月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

2 改正前の第16条第2項の規定による学士の称号は、改正後の第16条第1項の規定による学士の学位とみなす。

附 則（平成5年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成5年3月26日から施行する。

附 則（平成9年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成9年9月25日から施行する。

附 則（平成11年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年 獨医大学則第1号）

1 この学則は、平成13年5月29日から施行する。

2 改正後の第24条第1項の規定は、平成14年度の入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成19年5月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年 獨医大学則第2号）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前の入学者並びに平成21年度及び平成22年度の編入学者については、改正後の「別表第2 看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年 獨医大学則第3号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の表の収容定員欄中「660」とあるのは、平成21年度においては「610」、平成22年度においては「620」、平成23年度においては「630」、平成24年度においては「640」とし、平成25年度においては「650」とする。

附 則（平成21年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の表の収容定員欄中「690」とあるのは、平成22年度においては「625」、平成23年度においては「640」、平成24年度においては「655」、平成25年度においては「670」とし、平成26年度においては「685」とする。

附 則（平成22年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 獨医大学則第3号）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前の入学者並びに平成23年度及び平成24年度の編入学者については、改正後の「別表第2 看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年 獨医大学則第1号）

（平成23年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 獨医大学則第4号）

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前の入学者並びに平成24年度及び平成25年度の編入学者については、改正後の「別表第2 看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年 獨医大学則第5号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の表の収容定員欄中「708」とあるのは、平成24年度においては「658」、平成25年度においては「676」、平成26年度においては「694」、平成27年度においては「702」とし、平成28年度においては「705」とする。

附 則（平成24年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 獨医大学則第3号）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者並びに平成25年度及び平成26年度の編入学者については、改正後の「別表第2看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年 獨医大学則第6号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の表の収容定員欄中「720」とあるのは、平成25年度においては「678」、平成26年度においては「698」、平成27年度においては「708」、平成28年度においては「713」とし、平成29年度においては「718」とする。

附 則（平成25年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 獨医大学則第1号）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者並びに平成26年度及び平成27年度の編入学者については、改正後の「別表第2看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 獨医大学則第3号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 獨医大学則第6号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 獨医大学則第1号）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、改正後の「別表第2看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年 獨医大学則第3号）

この学則は、平成29年11月15日から施行する。

附 則（平成30年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 獨医大学則第4号）

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年 獨医大学則第6号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年 獨医大学則第1号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の表の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までの医学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
令和2年度	120名	720名
令和3年度	120名	720名
令和4年度	110名	710名
令和5年度	110名	700名
令和6年度	110名	690名
令和7年度	110名	680名
令和8年度	110名	670名

附 則（令和2年 獨医大学則第2号）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年 獨医大学則第3号）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の表の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの看護学部の収容定員は、次のとおりとする。

令和3年度	395名
令和4年度	390名
令和5年度	395名

附 則（令和2年 獨医大学則第6号）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第37条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学者については、次のとおりとする。

（2）看護学部

入学検定料	30,000円
入学金	500,000円
授業料（年額）	850,000円
実験実習費（年額）	300,000円
施設設備費（年額）	200,000円

附 則（令和3年 獨医大学則第1号）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年 獨医大学則第2号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第37条第1項第1号の規定にかかわらず、医学部の入学金及び教育充実費（年額）は令和4年度の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者についてはなお従前の例による。

附 則（令和3年 獨医大学則第4号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年 獨医大学則第1号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の表の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までの医学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
令和4年度	120名	720名
令和5年度	110名	710名
令和6年度	110名	700名
令和7年度	110名	690名
令和8年度	110名	680名
令和9年度	110名	670名

附 則（令和４年 獨医大学則第２号）

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年 獨医大学則第１号）

- １ この学則は、令和５年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第８条の表の規定にかかわらず、令和５年度から令和１０年度までの医学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
令和５年度	120名	720名
令和６年度	110名	710名
令和７年度	110名	700名
令和８年度	110名	690名
令和９年度	110名	680名
令和10年度	110名	670名

附 則（令和５年 獨医大学則第２号）

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年 獨医大学則第３号）

- １ この学則は、令和６年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第８条の表の規定にかかわらず、令和６年度から令和８年度までの看護学部の収容定員は、次のとおりとする。

	収容定員
令和６年度	450名
令和７年度	500名
令和８年度	550名

- ３ 令和５年度以前の入学者並びに令和６年度及び令和７年度の編入学者については、改正後の「別表第２看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和６年 獨医大学則第１号）

- １ この学則は、令和６年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第８条の表の規定にかかわらず、令和６年度から令和11年度までの医学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
令和６年度	126名	726名
令和７年度	110名	716名
令和８年度	110名	706名
令和９年度	110名	696名
令和10年度	110名	686名
令和11年度	110名	676名

附 則（令和６年 獨医大学則第２号）

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１

医学部（第14条関係）

別表第２

看護学部（第14条関係）

S:セメスター →: 通年開講

区分	領域	授業科目	時間数	コマ数	単位数			卒業要件		1年次		2年次		3年次		4年次		
					必	選	自			1S	2S	3S	4S	5S	6S	7S	8S	
基盤科目	人文科学	哲学	15	8		1		選択2単位以上	必修9単位＋選択12単位以上 (※第二外国語(※印)はいずれか一科目選択必修) (看護師課程のみの学生は3・4年次でそれぞれ選択1単位以上)	1								
		文学	15	8		1				1								
		芸術	15	8		1										1		
		ジェンダーとセクシュアリティ	15	8		1				1								
		生命倫理学	15	8		1					1							
		宗教学	15	8		1						1						
		壬生の歴史と文化	15	8		1					1							
	自然科学	化学	15	8		1		選択2単位以上		1								
		生物学	15	8		1				1								
		人間工学	15	8		1					1							
		生活環境論	15	8		1					1							
		地球環境論	15	8		1							1					
		天文と気象	15	8		1									1			
	社会科学	ボランティア論	15	8		1		選択2単位以上		1								
		人間と歴史	15	8		1					1							
		社会学	15	8		1							1					
		異文化理解	15	8		1									1			
		国際社会の動向	15	8		1						1	1					
		スポーツと健康	45	23		2				2								
		日本国憲法と人権	30	15		2					2							
	アカデミックスキル	コミュニケーション英語	30	15	1			(看護師課程のみの学生は3・4年次でそれぞれ選択1単位以上)		1								
		医療英語	30	15	1						1							
		実践英語	30	15		1							1		1			
		アカデミック英語	15	8		1										1		
		中国語 ※	30	15		1						1						
		韓国語 ※	30	15		1						1						
		フランス語 ※	30	15		1						1						
		ドイツ語 ※	30	15		1						1						
		情報リテラシー	30	15	2					2								
		教育原論	30	15	2					2								
統計学		15	8	1					1									
アカデミックスキル基礎		30	15	1					1									
アカデミックスキル応用		30	15	1						1								
情報技術の進歩と医療		15	8		1							1						
小計			720	371	9	29	0		21以上	14	10	5	1	5	1	3	1	
		人体の構造Ⅰ	30	15	2				2									
		人体の構造Ⅱ	15	8	1				1									
		人体の機能Ⅰ	30	15	2					2								

区分	領域	授業科目	時間数	コマ数	単位数			卒業要件	1年次		2年次		3年次		4年次	
					必	選	自		1S	2S	3S	4S	5S	6S	7S	8S
専門基盤科目	健康	人体の機能Ⅱ	15	8	1					1						
		生化学	15	8	1					1						
		発達心理学	30	15	2				2							
		病態治療内科学	30	15	2						2					
		病態治療外科学	30	15	2						2					
		微生物学	15	8	1					1						
		病理学	15	8	1					1						
		薬理学	15	8	1						1					
		臨床栄養学	15	8	1						1					
		臨床検査	15	8	1						1					
		臨床心理学	15	8		1						1				
		リハビリテーション論	15	8		1							1			
		放射線と看護	15	8		1						1				
		東洋医学	15	8		1						1				
		補完代替療法	15	8		1							1			
		社会保障論	15	8	1						1					
		公衆衛生学	15	8	1					1						
		疫学・保健統計	15	8		1								1		
		保健医療福祉行政論	30	15	2							2				
		学校保健と産業保健	30	15		2							2			
		周産期医学	15	8		1							1			
		多職種連携論	15	8	1						1					
	看護	看護学原論	30	15	2			必修6単位＋選択7単位以上	2							
		看護倫理	15	8	1							1				
		看護人間関係論	30	15	2				2							
		日常生活援助論	60	30	2				2							
		診断－治療援助論	60	30	2					2						
		看護過程展開論	30	15	2						2					
		フィジカルアセスメント	30	15	2						2					
		成人看護学	15	8	1					1						
		高齢者看護学	15	8	1					1						
		高齢者看護方法論	30	15	2						2					
		急性期看護学	15	8	1							1				
		急性期看護方法論	30	15	2								2			
		慢性期看護学	15	8	1							1				
		慢性期看護方法論	30	15	2								2			
		母性看護学	15	8	1						1					
		母性看護方法論	30	15	2							2				
	看護	小児看護学	15	8	1			選択3単位以上			1					
		小児看護方法論	30	15	2							2				
		在宅看護学	15	8	1						1					
		在宅看護方法論	30	15	2							2				

区分	領域	授業科目	時間数	コマ数	単位数			卒業要件		1年次		2年次		3年次		4年次	
					必	選	自			1S	2S	3S	4S	5S	6S	7S	8S
		精神看護学	15	8	1			69以上					1				
		精神看護方法論	30	15	2								2				
		公衆衛生看護学	15	8	1						1						
		公衆衛生看護方法論	30	15	2							2					
		エンドオブライフケア論	15	8		1							1				
		がん看護学	15	8		1							1				
		感染看護学	15	8		1							1				
		災害看護学	15	8		1							1				
		家族看護学	15	8		1							1				
		医療安全	15	8	1								1				
		国際看護学演習	30	15		1						1		1			
		養護概説	30	15		2							2				
		女性の基礎科学	15	8		1						1					
		助産学概論	15	8		1							1				
		産褥期助産診断・技術学	15	8		1							1				
		新生児・乳幼児期助産診断・技術学	15	8		1							1				
		小計			1320	679	62		21	0	69以上	11	11	19	19	22	2
専門科目	実践	コミュニティヘルスインターンシップ	45		1			必修30単位＋選択4単位以上	1								
		看護学基礎実習	45		1					1							
		日常生活援助実習	90		2							2					
		高齢者看護学実習	90		2							2					
		多職種連携実習	45		1							1					
		急性期看護学実習	90		2									2			
		慢性期看護学実習	90		2									2			
		母性看護学実習	90		2									2			
		小児看護学保健実習	45		1							1					
		小児看護学医療実習	45		1									1			
		在宅看護学実習	90		2									2			
		精神看護学実習	90		2									2			
		看護統合実習	90		2									2			
		課題探究実習	90		2										2		
	発展	看護研究方法論	15	8	1									1			
		国際看護学	15	8	1											1	
		看護管理	15	8	1											1	
		看護理論	15	8		1								1			
		クリティカルケア論	15	8		1								1			
		臨床推論	15	8		1								1			
		看護教育	15	8		1											1
		遺伝看護学	15	8		1											1
		看護と政策	15	8		1											1
		キャリアデザイン	15	8	1					→	1						
		キャリアデザイン演習	30	15	1							→	1				

区分	領域	授業科目	時間数	コマ数	単位数			卒業要件	1年次		2年次		3年次		4年次	
					必	選	自		1S	2S	3S	4S	5S	6S	7S	8S
		キャリア発達論	15	8	1											1
		卒業研究ゼミナール	30	15	1								1			
		卒業研究	60	30		2							—	→ 2		
	小計		1320	148	30	8	0	34以上	1	2	0	7	1	16	5	6
保健師課程自由科目	公衆衛生看護展開論	30	15			2								2		
	地域保健実習	45				1						1				
	公衆衛生看護学実習	135				3							3			
	小計		210	15	0	0	6		0	0	0	0	0	1	5	0
助産師課程自由科目	地域母子保健	15	8			1							1			
	妊娠期助産診断・技術学	15	8			1							1			
	分娩期助産診断・技術学	15	8			1							1			
	ハイリスク助産診断・技術学	15	8			1							1			
	助産診断・技術学演習	60	30			2								2		
	助産管理	15	8			1								1		
	助産学継続事例実習	45				1								1		
	助産学実習	405				9								9		
	助産学助産管理実習	45				1								1		
	小計		630	70	0	0	18		0	0	0	0	0	4	14	0
養護教諭課程自由科目	教職概論	15	8			1		1								
	教育制度論	15	8			1		1								
	特別支援教育概論	15	8			1						1				
	生徒指導論	15	8			1			1							
	教育相談論	15	8			1			1							
	道徳・特別活動・総合的学習指導論	30	15			2						2				
	教育課程論	15	8			1		1								
	教育方法論	30	15			2							2			
	教職総合演習	15	8			1							1			
	教職実践演習	30	15			2									2	
	養護実習	150				5								5		
	小計		345	101	0	0		18		3	2	0	0	3	3	5
				4545	1384	101	58	42	124単位以上	29	25	24	27	31	27	32

獨協医科大学看護学部教育職員免許状の所要資格取得に関する規程

制定：令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、獨協医科大学学則（以下「学則」という。）第26条の2第3項に基づき、看護学部（以下「学部」という。）における教育職員免許状の所要資格取得（以下「教職課程」という。）に関する事項について定める。

(自己点検等)

第2条 学部教職課程は、教育職員免許法施行規則（以下「省令」という。）第22条の8に基づき、教育課程、教員組織、養護実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(情報の公表)

第3条 学部教職課程は、省令第22条の6に基づき、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

(1) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。

(2) 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。

(3) 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。

(4) 卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）の教員免許状の取得の状況に関すること。

(5) 卒業者の教員への就職の状況に関すること。

(6) 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。

2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

(所要資格)

第4条 養護教諭一種の免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び省令に基づき、別表一の基礎資格を有し、かつ単位を修得しなければならない。

(養護に関する科目)

第5条 学部の教職課程で履修しなければならない「養護に関する科目」及び修得しなければならない単位は、別表二のとおりとする。

(「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」)

第6条 学部の教職課程で履修しなければならない「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）並びに修得しなければならない単位は、別表三のとおりとする。

2 養護実習を履修する者は、「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位をすべて修得していなければならない

ない。

（大学が独自に設定する科目）

第7条 学部の教職課程で、「養護に関する科目」の修得単位のうち、省令で定める単位を超える分の単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に充当するものとする。なお、「大学が独自に設定する科目」は、別表四のとおりとする。

（省令で定める科目）

第8条 学部の教職課程で省令第66条の6で定める科目は、別表五のとおりとする。

（教職課程養護実習）

第9条 教職課程の養護実習の履修を希望するものは、必要な書類を指定の期日までに看護学部事務室看護教務課に提出しなければならない。

（履修、試験及び単位の認定等）

第10条 第5条から第8条に規定する教職課程の授業科目の履修、試験及び単位の認定等は、この規程に定めるもののほか、学則、看護学部履修規程及び実習の履修条件及び評価の方法に関する取扱い要領を準用する。

（運営組織）

第11条 学部教職課程の円滑かつ効果的な実施、並びに学部における教員養成の目標を達成するために、学部教職課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は別に定める。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、看護学部教授会及び学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表一（第4条関係） 基礎資格及び必要単位数

免許状種類	基礎資格	最低修得単位数			
		養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	省令第66条の6で定める科目
養護教諭一種免許状	学士の学位を有すること	28	21	7	8

別表二（第5条関係） 養護に関する科目

施行規則に定める科目区分		免許状 取得に 必要な 単位数	学部開設科目	単位 数	履修 方法	備考
科目 区分	各科目に含めること が必要な事項					
養護に 関する 科目	衛生学・公衆衛生学 （予防医学含む）	4	疫学・保健統計	1	必修	学部選択科目
			公衆衛生学	1	必修	学部必修科目
			成人看護学	1	必修	学部必修科目
			感染看護学	1	必修	学部選択科目
	学校保健	2	小児看護学	1	必修	学部必修科目
			学校保健と産業保健	2	必修	学部選択科目
	養護概説	2	養護概説	2	必修	学部選択科目
	健康相談活動の理 論・健康相談活動の 方法	2	小児看護方法論	2	必修	学部必修科目
			公衆衛生看護学	1	必修	学部必修科目
			公衆衛生看護方法論	2	必修	学部必修科目
	栄養学（食品学含む）	2	臨床栄養学	1	必修	学部必修科目
			生化学	1	必修	学部必修科目
	解剖学・生理学	2	人体の構造Ⅰ	2	必修	学部必修科目
			人体の構造Ⅱ	1	必修	学部必修科目
			人体の機能Ⅱ	1	必修	学部必修科目
	「微生物学、免疫学、 薬理概論」	2	人体の機能Ⅰ	2	必修	学部必修科目
			微生物学	1	必修	学部必修科目
			薬理学	1	必修	学部必修科目
	精神保健	2	精神看護学	1	必修	学部必修科目
			臨床心理学	1	必修	学部選択科目
	看護学（臨床実習及 び救急処置を含む）	10	日常生活援助論	2	必修	学部必修科目
			診断－治療援助論	2	必修	学部必修科目
			急性期看護方法論	2	必修	学部必修科目
			日常生活援助実習	2	必修	学部必修科目
			小児看護学保健実習	1	必修	学部必修科目
			小児看護学医療実習	1	必修	学部必修科目
免許状取得に必要な修得単位数		28	学部が開講している 単位数	36	－	－

別表三（第6条関係） 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分		免許状 取得に 必要な 単位数	学部開設科目	単 位 数	履修 方法	備考
科目 区分	各科目に含めること が必要な事項					
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原論	2	必修	学部必修科目
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	1	必修	学部自由科目
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	1	必修	学部自由科目
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2	必修	学部必修科目
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	1	必修	学部自由科目
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1	必修	学部自由科目
道徳、 総合的 な学習 の時間 等の内 内容及 び生徒 指導、 教育相 談等に 関する 科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	道徳・特別活動・総合的学習指導論	2	必修	学部自由科目
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法論	2	必修	学部自由科目
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	1	必修	学部自由科目
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理		教育相談論	1	必修	学部自由科目

	論及び方法					
教育実践に関する科目	教職実習	5	養護実習	5	必修	学部自由科目
	教職実践演習	2	教職実践演習	2	必修	学部自由科目
免許状取得に必要な修得単位数		21	学部が開講している単位数	21	—	—

別表四（第7条関係） 大学が独自に設定する科目

施行規則に定める科目区分	単位数	学部開設科目	単位数	履修方法	備考
大学が独自に設定する科目	7	教職総合演習	1	自由	学部自由科目
免許状取得に必要な修得単位数	7	学部が開講している単位数	1	—	—

※「養護に関する科目」の修得単位のうち、省令で定める単位を超える分の単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位に充当する。

別表五（第8条関係） 省令第66の6で定める科目

省令第66条の6で定める科目	単位数	学部開設科目	単位数	履修方法	備考
日本国憲法	2	日本国憲法と人権	2	必修	学部選択科目
体育	2	スポーツと健康	2	必修	学部選択科目
外国語コミュニケーション	2	コミュニケーション英語	1	必修	学部必修科目
		医療英語	1	必修	学部必修科目
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2	必修	学部必修科目
修得単位数	8	学部が開講している単位数	8	—	—